

保険契約関係者の変動を巡る法的諸問題

大阪大学助教授 山下 典孝

1. 報告の目的

保険契約者の地位の変更とは保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることである。一切の権利義務には、保険契約に基づく債権・債務の総和を意味するのではなく、解除（解約）権、取消権等の形成権のように契約当事者と切り離せない権利も含めて包括的に移転することを意味する¹。

生命保険契約において保険契約者の地位の変更がなされる場合には、被保険者の同意と共に、保険者の同意を要する旨約款に規定されているのが一般的である。保険契約者の地位の変更は生命保険会社にとって利害関係があり、変更について保険会社の同意がない限り、保険契約者の変更の効力は発生しない²。

近時、生命保険買取に関し、保険契約者変更における保険者の同意を巡る訴訟が提起され高裁レベルでの判断が下されている³。その訴訟において、簡易生命保険法 57 条において、保険者の同意を得ることなく保険契約者の地位を任意承継できる旨規定しており、そのことを理由に、保険者は同意義務があるとする主張がなされている。また保険者にとっては、保険料の支払いを受けなければ、保険金支払義務の履行を免れるだけであることから、債権譲渡に準じて、債務者たる保険会社は保険契約者の地位の譲渡の成否に利害関係を有しないとする考え方も成り立ち得ることが指摘されている。さらにモラルハザードとは無関係な保険契

1 日本生命保険生命保険研究会編著『生命保険の法務と実務』236 頁（金融財政事情研究会、2004 年）。

2 日本生命保険生命保険研究会編著・前掲書 237 頁。

3 東京高判平成 18 年 3 月 22 日金判 1240 号 6 頁（最高裁に上告されたが上告不受理となっている）。本件の評釈については、野村修也「判批」保険事例研究会レポート 207 号 1 頁以下（2006 年）、肥塚肇雄「判批」金法 1783 号 37 頁以下（2006 年）〔以下、「肥塚・前掲①文献」とする。〕、原審の評釈等については、肥塚肇雄「保険金受領権買取に関する法的問題点—東京地裁 11 月 18 日判決を契機として—」日本保険新聞 2005 年 11 月 28 日 3 頁（2005 年）、鈴木達次「判批」ジュリスト 1313 号 115 頁以下（2006 年）、榊素寛「判批」私法リマックス 33 号 126 頁以下（2006 年）、西原慎治「生命保険契約者の地位の譲渡—東京地裁平成一七年一一月一七日判決を契機として—」神戸学院法学 35 巻 4 号 35 頁（2006 年）、山下典孝「判批」金判 1240 号 57 頁以下（2006 年）がある。

【平成 18 年度日本保険学会大会】

レジュメ：山下 典孝

約者の地位の変更がなされる場合には、保険者は同意義務を負うべきとする見解も唱えられている⁴。

他方、保険契約者の地位の変更とは異なり、保険金受取人の指定変更に関しては、一般的に、被保険者の同意以外に、保険者の同意を求める旨の約款規定は置かれていない。さらに、保険金受取人変更に対する保険者の対抗要件を加重する約款規定では、保険会社所定の手続書類の提出及び保険証券の承認裏書を要する旨の規定が置かれているが、この申請がなされた場合、保険者はその申請手続について原則として、それを承認することを要すると解されている⁵。

また後述するが、保険金受取人の指定変更を単独行為と解し、相手方のない意思表示と解するのが学説の多数説であり、近時の下級審裁判例の立場である。

この見解に従えば、生命保険買取会社を保険金受取人に変更する旨の通知及び定款所定の手続書類が生命保険会社に提出された場合、保険者である生命保険会社は、保険金受取人の指定変更を拒否できないこととなるのではないかといった問題が生じる可能性がある。

しかし、保険者は、生命保険契約引受の際に、被保険者の健康状態といったリスク以外に、モラルハザード対策として、被保険者と保険金受取人の関係等を調べ、一定の利害関係のない者が保険金受取人となっている場合には、引受を拒否することも許されるものと解されている⁶。また近時、下級審裁判例では、保険金受取人指定を公序良俗として指定部分のみを無効とする考え方が示されており、学説もこの結論を妥当と考える見解が多数を占めている⁷。

そうなると、引受段階においては、引受基準に妥当する保険金受取人を指定し生命保険契約締結後に保険金受取人を自由に変更できることが認められることに

4 肥塚・前掲①文献 41-42 頁。

5 山下友信著『保険法』504 頁（有斐閣、2005 年）。もっとも、実務的には、生命保険会社は、保険金受取人変更請求書の提出により、保険金受取人に伴う被保険者同意の有無、被保険者と無関係な者が保険金受取人に変更されるなどのモラルハザード的な要素の有無をも、チェックしているとされている（日本生命保険生命保険研究会編著・前掲書 234 頁）。なお、保険者に対する対抗要件の通知に関する問題については、山下典孝「判批」保険事例研究会レポート 209 号で若干の検討をなしている。

6 山下友信・前掲書 488 頁。

7 東京地判平成 8 年 7 月 30 日金判 1468 号 45 頁、東京高判平成 11 年 9 月 21 日金判 1080 号 30 頁等。学説については、塩崎勤「保険金受取人の指定と変更」塩崎勤・山下丈編『新・裁判実務大系 19 保険関係訴訟法』293 頁-294 頁（2005 年）参照。

について妥当性があるのかといった疑問が出てきてもおかしくはない。さらに、近時、モラルハザード対策として、約款で、保険金受取人の変更には、被保険者同意に加え、保険者の同意を要する旨の条項を置く生命保険会社も出ている⁸。

本報告では、生命保険契約の買取を発端とした保険契約者の地位の変更及び保険金受取人の指定変更を巡る法的問題を中心に、保険契約関係者の変動を巡る法的問題につき検討を加えることを目的としている。

2 東京高判平成 18 年 3 月 22 日の紹介

アメリカでは、生命保険の売却を希望する者から被保険者の余命に応じて割り引かれた価格で死亡保険金受領権を買い取る生命保険買取事業が定着しつつある⁹。この事業の仕組みは、①買取型、②完全移転型、③複数投資型、④信託利用型に分類されるが、我が国で問題となったものは、①買取型である。

買取型の基本的な仕組みは次の通りである。すなわち、生命保険買取会社、生命保険の売却を希望する被保険者から、余命に応じて割り引かれた価格で生命保険契約を買い取る。そして、当該保険契約の保険契約者及び保険金受取人の地位は、買取会社に移転し、被保険者が死亡するまで買取会社が以後の保険料を支払う。従って、生命保険契約の売却後は、売主である者は保険料の支払いを免除される。被保険者死亡時に、買取会社は死亡保険金を受け取り、買取価格と資金コストを控除した金額を利益として得ることになる¹⁰。

8 例えば、1社ではあるが、ある生命保険会社の5年ごと利益配当付き積立型介護保険普通保険約款30条1項では、「契約者またはその承継人は、保険金および死亡給付金の支払事由の発生前に限り、被保険者および会社の同意を得て保険金受取人を指定または変更することができます。」と規定されている。

9 アメリカでの生命保険買取事業に関しては、田中邦和「生命保険買取会社の管理規制—末期患者救済を目的とした米国の州保険監督局規制—」生命保険経営62巻3号48頁以下(1994年)、阪口恭子「米国における保険買取ビジネスと各州の対応」生命保険経営64巻4号107頁以下(1996年)、石田眞得「米国における生命保険買取業の法規制(1)—証券的規制の検討—」富大経済論集45巻3号1頁以下(2000年)、古澤優子「アメリカで広がる生命保険買取事業とわが国における展望」Business & Economic Review 15巻8号92頁以下(2005年)、岡田太「米国市場、動向と将来の展望」保険毎日新聞〔代理店版〕2005年3月31日6頁以下(2005年)、肥塚肇雄「保険金受領権買取に関する法的問題点—東京地裁11月17日判決を機縁として—」日本保険新聞2005年11月28日3頁(2005年)、溝渕彰「米国における生命保険の買取に関する法規制の概要」生命保険論集154号93頁以下(2006年)等参照。

10 古澤・前掲論文95頁～96頁、石田・前掲論文4頁～7頁参照。

【平成 18 年度日本保険学会大会】

レジュメ：山下 典孝

以下では、我が国で初めて、生命保険買取に関して訴訟で争われた事案を以下で紹介する。

(1) 事実の概要

X（原告、控訴人）は、51 歳の男性であり、現在、肝硬変及び肝癌等に罹患して、療養生活を送っている。X は、平成元年、Z 生命保険相互会社（会社更生手続を経て平成 15 年 7 月 28 日、Y 生命保険株式会社（被告、被控訴人。以下、「Y 社」という）に組織及び商号を変更）との間で、死亡保険金を 3,000 万円（現在は 2,830 万円に減額されている。）とし、保険契約者の変更について、「保険契約者は、Z 社（現在は、Y 社）の同意を得て、保険契約上の一切の権利・義務を第三者に承継させることができる」との約款（以下「本件約款」という。）が定められた生命保険契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

X は、平成 5 年からの長期にわたる闘病生活により全く稼働できず、親族からの借入金、自宅の売却等、X の妻の稼働によって X の家族の生活を維持していた。しかし、X の妻の収入は月額 12 万円程度にすぎず、これ以上親族に借入金を依頼することは困難であり、売却する資産もなくなり、生活費や治療費等を捻出することが困難な経済状態にあった。

X は、平成 7 年ころ、米国等の諸外国において、生命保険を買い取る会社が存在することを知り、以後、インターネット等で情報を探していたが、平成 16 年 10 月ころ、生命保険契約における保険契約者の地位を買い取ることを業とする訴外 A 社の存在を知った。そこで、X は、生活費、治療費、息子の学費等を捻出する目的で、A 社に対し、次の約定で、本件契約における保険契約者の地位を以下の条件で売却した（以下「本件生命保険譲渡」という。）。

購入代金 849 万円

弔慰金（X の死亡時期により支払額は次のとおり異なる）

平成 17 年度に死亡した場合 849 万円

平成 18 年度に死亡した場合 566 万円

平成 19 年度に死亡した場合 283 万円

平成 20 年度に死亡した場合 141 万 5,000 円

【平成 18 年度日本保険学会大会】

レジュメ：山下 典孝

平成 21 年度以降に死亡した場合 56 万 6,000 円

X は、Y 社に対し、本件約款に基づき、本件生命保険譲渡に対する同意を求めたが、Y 社は同意を拒否した。そこで、X は、①本件約款が Y 社に同意義務を課している、②仮に本件約款が同意義務を課すものとは解されない場合であっても、Y 社の同意拒否は権利濫用にあたり、Y 社は信義則上同意すべき義務を負う旨主張し、Y 社に対し、本件保険契約者の変更同意を求めた。

原審（東京地判平成 17 年 11 月 17 日金判 1230 号 11 頁）は、通常、契約当事者の地位の譲渡には相手方の承諾が必要と解されており、約款規定はそれを確認したにすぎないと解するのが相当である。したがって、保険会社が契約者変更同意するか否かは、原則としてその裁量に委ねられていると解すべきである。本件では、同意を義務付ける法令や特別の約定もなく、むしろ各保険会社は契約者の地位が売買対象とされる場合は契約者変更を認めていないことがうかがわれるので、Y 社は自由に同意・不同意の判断をすることができるとして、Y 社の同意義務を否定した。

次に、生命保険契約の売買は唯一の資金取得方法でなく、例えば保険金請求権に質権を設定して融資を受ける方法もある。そもそも、暴利行為や詐欺的取引等の様々な問題が生じる危険性も否定できない。よって、Y 社が保険契約者の地位を売買対象とすることの危険性を危惧し、同意しないと判断したことは直ちに不当とはいえず、少なくとも、Y 社の裁量権を逸脱して権利の濫用に当たるとまでいえないとして、X の請求を棄却した。

そこで、X が控訴したのが本件である。控訴審において X 側は、①Y 社が同意を拒否すれば、X に甚大な不利益を及ぼす反面、Y 社にとっては格別不利益はなく、逆に莫大な死差益を Y 社に取得させること、Y 社は譲受人の人柄を問題にしていることは明らかであるが、X の悲痛なまでの窮状と比べて極小の利益にすぎず社会的妥当性を欠くことから、Y 社の同意、不同意の裁量権は収斂され、Y 社は同意すべき義務がある、②同意拒否事由の例示がなければ余程の事情がない限り同意されると理解するのが通常である、同意を拒否する場合を具体的に明記すべきであるのにこれを怠った、X が本件保険契約締結をしてから 10 年後に作成さ

【平成 18 年度日本保険学会大会】

レジュメ：山下 典孝

れて内規を遡及適用したものであり、法の基本原則である遡及禁止に反する不当な取り扱いであり、これらの諸事情に照らせば、同意の拒否は信義則に反する、とする補足的主張をなしている。

(2) 判旨 (請求棄却)

「X が現在置かれている窮状に照らせば、X が本件保険契約上の地位の譲渡を Y 社に対して求める理由は理解できなくもなく、またその必要性は高いといえることができる。

しかしながら、・・・、Y 社には上記譲渡についての同意を原則として拒否することができるのであり、その形式的理由は契約の性質から導かれるものではあるが、本件事案に鑑みれば、一般的に生命保険契約における保険契約者の地位が売買取引の対象となることによる不正の危険の増大や社会一般の生命保険制度に対する信頼の毀損が実質的な理由として存在する。

すなわち、米国においても、健康状態の優れない被保険者の生命保険ほど買取会社や投資家にとって魅力的な投資対象となるのに対し、買取会社の交渉相手たる被保険者は、気力、体力ともに衰弱した病人である場合が多く、当事者間の交渉能力に当初から格段の差が存すること、生命保険契約譲渡の対価の合理性を判定すべき客観的基準が存在しないため、生命保険契約の譲渡を自由放任とすれば、買取会社が、窮乏した契約者、高齢者、判断能力の不十分な者、死期が迫った者等から不当に廉価で生命保険契約を買い取る等の暴利行為を招きやすいこと（我が国における利息制限法 3 条や貸金業の規制等に関する法律 14 条 1 号等が利息と同視すべきみなし利息について厳格に規制している趣旨を逸脱しかねないことになる。なお、本件事案においては、本件保険契約の譲受人とされているリスク・マネジメントは、最少額でも約 1100 万円の利益を取得することが売買契約上予定されている。）、詐欺的取引や暴力団の資金源とされる等の危険性が危惧されること、米国でも生命保険買取業界は未成熟で競争が少なく、監督機関の監視が行き届かず、ディスクロージャーもほとんどされていない上に、その代理店も未だ十分に教育や訓練を受けておらず、買取会社の買取資金の出所もほとんど知られていないこと・・・等の事情が指摘されている。そして、これらを理由として、

【平成 18 年度日本保険学会大会】

レジュメ：山下 典孝

生命保険買取事業に反対する考えも表明されており、また、米国フロリダ州では、買取会社について認可制を採用し、認可を受けていない業者については、生命保険の売買を認めていない。

我が国においては、生命保険買取事業を規制する法令は存在せず、生命保険を業とする生命保険会社は、生命保険契約締結の前提として、保険契約者、被保険者、保険金受取人の間に生命保険を必要とする相当の関係があることを認めているのに加え、生命保険契約における保険契約者の地位が売買取引の対象となることは、場合によっては人命が売買の対象となることに等しい事態もあり得るのであり、ひいては社会一般の生命保険制度に寄せる信頼を損ねる結果になると考え、いずれも、生命保険契約における保険契約者の地位の売買に対しては、内規に定める一定の要件が充足されなければ原則として同意をしないという取扱いをしているものと窺われる。そして、死期が切迫した余命 6 箇月以内の被保険者の場合についてのみリビングニーズ特約の対象として、それに該当する場合には死亡前の保険金の支払にに応じている。また、簡易保険の保険契約者の任意承継については、被保険者の同意は必要とされるが、保険者の同意は必要とされていない（簡易生命保険法 57 条）。しかし、この点は、保険金額が民間の生命保険の場合よりも少なく、上限も設定されていて（同法 20 条）、モラルリスクや公序良俗に反する場合が少ないからであるとみられる。

以上によれば、Y 社は、X からの本件保険契約上の地位の譲渡についての同意の求めに対し、単に本件個別事情に限定されずに同意を必要とする実質的理由とされるこれらの一般的事情に照らし、上記同意を拒否することができるというべきであり、したがって、Y 社による本件同意の拒否は、権利濫用又は信義則違反に該当するとはいえない。

もっとも、このように解したときは、X の現在の窮状は解消されないおそれが高いことになるが、それだからといって、現時点において Y 社が上記同意を拒否したことが権利濫用又は信義則違反に当たるとはいえないというべきである。この点については、上記のとおり個別事案による解決は困難であるというほかはない。生命保険契約の被保険者の死期が切迫したとまではいえないものの、重篤な

【平成 18 年度日本保険学会大会】

レジュメ：山下 典孝

疾病のために死の危険があり、その治療費や生活費等の捻出に困難をきたしており、そのために当該生命保険契約を使用するしか方途がない場合について、今後いかなる救済を図るべきか、同生命保険契約の買取の効力を認めるためには、生命保険買取業者の規制をも含めて法令によるべきか、その場合の要件はどうすべきか、保険業界の自主的規制に委ねるとした場合は、今後本件のような事案をも踏まえて、保険業界として保険契約の譲渡の同意の可否の規準について更なる検討が必要となろうが、いかなる具体的な規準を設定するのが相当か等についての慎重な検討が必要であると考え。そして、このような議論が未だ熟しているとはいえない現段階において、主としてXの個別の事情を重視し過ぎる余り、Y社の上記同意の拒否を否定することはできないというべきである。」

Xの上記補足的主張に対する判断

(1) (裁量権の収斂) について

Xは、本件においてはY社の裁量権は収斂されると主張し、なるほど、Xが保険期間を超えて生存することを前提とすれば、Y社が本件について同意を拒否することによりXに莫大な不利益をもたらす反面、Y社にとり金銭面では格別の不利益はない(なお、死差益の有無については、同意の有無を問わず、変わらない)。しかしながら、上記のとおり、Y社が本件について同意するかどうかは、本件事案の個別事情のみに係るものではなく、本件のような保険契約の売買を承認することが一般にもたらすであろう弊害や社会的信用の毀損等を斟酌することができるのであるから、主として本件の個別的事情からY社の裁量権は収斂されるとするXの主張は理由がなく採用することはできない。

(2) (信義則違反) について

Xは、本件保険契約上の地位の譲渡ができるかどうかは重大な関心事項であり、また、本件約款についての素人解釈では同譲渡についての同意が得られると解釈するのが当然であるから、金融専門家である被控訴人としては、同意の可否についての具体的基準を本件保険契約締結に当たって明記すべきところ、これを怠ったことや、同契約締結後に策定した内規を本件に適用しているが、それは遡及禁止の法原則に違反することを理由として、被控訴人の本件同意の拒否は信義則に

反すると主張する。

しかしながら、保険契約の売買は法令又は特約の存在しない限り、Y社の同意がなければ効力を生じないのは契約の性質上当然である上、同売買が可能かどうかという点は、保険契約の基本的事項を構成するものとはいえないから、本件約款の文言以上に同売買についてY社が同意する場合又は同意を拒否する場合を同契約締結の際に明記しなければならないとする合理的理由はない。また、内規を遡及的に適用するのは不当であるとの点については、仮にその適用がないとした場合は、Y社は、内規のような比較的明確な基準がなくとも上記同意を拒否することができるのであるから、そのような場合に同意の可否を決する時点において既に存在している内規を適用して本件同意を拒否したとしても、あえて不当であるとはいえない。

してみれば、信義則違反をいう控訴人の主張は理由がなく採用することはできない。」

3 保険契約者の地位の変更と生命保険買取

(1) 保険者の同意を要求する理由

保険契約者の変更につき保険者の同意を要求している理由は、①契約上の地位の移転に関する一般原則に基づくものであること¹¹、②保険契約者は、契約上の諸義務を有するとともに、保険者に対しては保険料支払等の義務を負うので、保険契約者が誰であるかは保険者にとっても利害関係があること¹²、③生命保険契約では道徳的危険の増加をチェックする意味があると解されている¹³。

保険契約者の地位の変更について、保険者は保険事故の発生を条件に保険金支払義務を負うという面のみでは、債務者の地位にあるが、保険契約上、保険契約者に対して保険料支払を求める権利を有するという面では、債権者の地位にあると言える。

11 山下友信・前掲書 590 頁。

12 日本生命保険生命保険研究会編著・前掲書 235 頁、山下孝之著『生命保険の財産的側面』45 頁（商事法務、2003 年）。

13 山下友信・前掲書 590 頁。

しかし、②の理由付けに関しては、譲受人（新保険契約者）が保険料を支払わなかった場合には、一定の条件のもと、保険契約は失効することが通常であり、保険者は解約返戻金を支払えばそれ以上の義務を負担することはなく、保険料支払義務の移転に関して、保険者にとって格別の不利益は存しないとする指摘がなされている¹⁴。

しかし、保険料の支払を利用して、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に生命保険契約が利用される可能性がある。そう考えた場合、保険者は誰が保険料支払債務を負うのかについて利害関係を有し、更に、モラルハザードとの関係上、誰が保険契約者であるかも重大な関係を有することから、保険者の同意を求める生命保険実務に合理性があると言える¹⁵。

実務においては、保険契約者と被保険者との関係、被保険者と保険金受取人との関係について申込書記載欄に続柄等を記載し、モラルハザードの事前予防として、各社の引受基準に従い審査がなされている。一般的には、モラルハザードとの関係上、保険金受取人が親族以外の第三者となっている場合には、合理的な理由がない限りは引受を拒否することとされている。これは、保険契約者の地位の変更又は保険金受取人の指定変更の際にも同様な立場が採られている¹⁶。

(2) 保険者の同意義務

保険契約者の地位に変更につき保険者の同意を求める理由につき、モラルハザードの予防を主目的とする見解によれば、モラルハザードの危険性がない場合には、保険者は同意義務を負うとする見解も唱えられているところである¹⁷。

また、生命保険会社には、保険契約が保険料不払により失効すれば、保険金支

14 西原・前掲論文 57 頁。

15 実際に、民間の生保会社に対しては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に保険契が利用されることを防止するための措置を求めている（金融庁・監督ハンドブック『保険会社向けの総合的な監督指針』「Ⅱ－3－7 本人確認、疑わしい取引の届出」参照）。監督法上の問題であり、私法上の契約の効力には影響がないという考え方もあり得る。しかし、保険契約法と保険監督法とは重要な関連性を有するものであり、公益的事業である保険事業の根幹に関わる事項に関しては、私法上の保険契約の解釈論においても配慮する必要があるものとする。

16 先述の通り、近時、保険金受取人の指定変更が公序良俗に反する場合には、その指定自体を無効とする下級審裁判例がある。モラルハザードとの関係で変更の際に保険契約者、被保険者及び保険金受取人の関係を審査することは合理的なことであり、一定の場合には、変更行為が公序良俗に反することも考えられる。

17 溝淵・前掲論文 112 頁以下、肥塚肇雄「生命保険買取の法的諸問題」7 頁以下（2006 年）。

【平成 18 年度日本保険学会大会】

レジュメ：山下 典孝

払義務を免れること、逆ザヤ問題が完全に解消されていない生命保険会社にとっては、予定利率が高い保険契約が保険料不払により失効されるならば、保険会社にとって重い負担の 1 つが消え身軽になるといった、保険者の経済的メリットを指摘する見解もある。そして、この点を根拠として、保険者は利益相反的な立場にあることから、主としてモラルハザードの誘発のおそれが認められない場合に限って同意を拒否できるとする見解も唱えられている¹⁸。

しかし、上記のような保険者の経済的メリットは、本当に生じることになるのであろうか。通常、被保険者の近い将来の死亡が予見される場合は、近いうちに保険金がもらえるため、保険契約者側が解約し、または保険料不払のために失効させるとは考えづらく、経済的に困窮し等を理由に保険料が支払えない、といったケースは、極めて稀ではないかと考えられる。そうなると、支払いが若干増加することが予想されるにしても、その程度のレベルは会社収益に影響を与え、保険会社に経済的メリットを与えるものとは考えられないとする指摘もある¹⁹。

また逆ザヤ問題があることは確かではあるが、保険契約を失効させずに、保険契約を継続させることが長期的には、死差益等を考えれば、会社収益にとっては、プラスに働くことも考えられるとする指摘もある²⁰。

加えて、保険料支払の確実性や、モラルハザードの増加といったこれらの可能性はあらゆる場合に存在することから、保険契約者の地位の変更を認めるか否かは、これによって不利益を受けるおそれのある保険者自身の判断（自己責任）に委ねたものであるとして、保険者の同意義務を否定する見解も唱えられている²¹。私見も上記の反論は妥当なものと考え、同意義務はないものとする。もともと、保険者に同意義務がないといっても、保険者に広範な裁量権を認めるわけではなく、モラルハザードの危険や、前掲・東京高判平成 18 年 3 月 22 日が判示した生命保険制度の信頼を揺るがすなどの問題がない場合にも、保険者が同意を

18 肥塚・前掲①文献 41-42 頁参照。

19 山下典孝・前掲注(3)の内容につきご意見を頂いた際に、生命保険会社に勤務されている実務家からこのような指摘を受けた。

20 山下典孝・前掲注(3)の内容につきご意見を頂いた際に、生命保険会社に勤務されている実務家からこのような指摘を受けた。

21 鈴木・前掲 116 頁。

拒否するときには、信義則上、同意を拒否できないものとする。

(3) 生命保険買取による保険契約者の地位の変更についての妥当性

前掲・東京高判平成 18 年 3 月 22 日では、X の現在置かれている窮状を考えれば、保険契約上の地位の譲渡を Y 社に求める理由やその必要性について、一定の理解を示している。しかし、この個別的事情を配慮した上でも、原審同様に、契約の性質という形式的理由と、保険契約者の地位が売買取引の対象となることによる不正の危険の増大や社会一般の生命保険制度に対する信頼の毀損を実質的理由から、Y 社には、保険契約上の地位の譲渡についての同意を原則として拒否できるとする。原審同様に、控訴審においてもアメリカでの状況やそこでの問題点等を踏まえた上で、我が国では何らの法規制も存しないこと、生命保険売買を認めることが人命売買の対象となることに等しく事態もあり得、社会一般の生命保険制度に寄せる信頼を損ねる結果を招くこと等から、内規に定める一定の要件が充足されなければ原則として同意をしないとする保険会社の取り扱い、簡易生命保険においては、民間の生命保険の場合よりも保険金額の上限が設定されており、モラルリスクや公序良俗に反する場合は少ないことから日本郵政公社の同意を要していないこと（簡易生命保険法 57 条）²²、これらの一般的事情に照らした上で、Y 社の同意拒否は、権利濫用又は信義則違反に該当しないと判断する。

生命保険買取制度に関し何ら法規制の我が国においては、判旨でも述べられているように、利息制限法 3 条や貸金業法 14 条 1 号等の規制を脱法する手段として利用される問題もある。さらに、なし崩し的に保険契約者変更の承認を容易に認めることは、引受段階での保険者の審査を容易に回避する手段を認めることになってしまい、生命保険契約が犯罪等に利用される機会を増加させる危険をはらむことになる²³。現行の保険者の引受基準が妥当なものであることを前提とする限りは、容易は回避手段を認めることは許されない。X の個別的な状況を考慮したとしても、容易に例外を認めることは困難であることから、現行の実務として、

²² 民間の生命保険会社が販売する保険金額が少額の生命保険契約であってもそれを利用して保険金詐欺等のモラルハザードの問題が発生しているのが現実である。そのことから考えれば、簡易生命保険法 57 条の規定が妥当かという点について疑問がないわけではない。

²³ 野村・前掲 6-7 頁参照。

生命保険買取による保険契約者の地位の譲渡を否定した、判旨の結論は妥当なものと考えざるを得ない。

4 保険金受取人の指定変更に関する諸問題

(1) 保険金受取人指定変更の自由の妥当性

保険契約者は保険金受取人の指定変更権を留保している場合には、保険事故発生前であれば、保険金受取人の指定変更を行うことが認められている（商法 675 条 1 項）。生命保険会社の普通保険約款では、保険契約者が保険金受取人の指定変更権を留保することを原則とする条項が設けられているのが一般的である。

大判昭和 15 年 12 月 13 日民集 19 卷 2381 頁は、保険金受取人の指定変更の意思表示は、保険者に対してする意思表示の場合には、相手方のある単独行為として意思表示の到達をもってその効力を生じると解している。これに対して、最一判昭和 62 年 10 月 29 日民集 41 卷 7 号 1527 頁は、保険契約者が保険金受取人を変更する権利を留保した場合（同法 675 条 1 項但書）において、「保険契約者がする保険金受取人を変更する旨の意思表示は、保険契約者の一方的意思表示によつてその効力を生ずるものであり、また、意思表示の相手方は必ずしも保険者であることを要せず、新旧保険金受取人のいずれに対してしてもよく、この場合には、保険者への通知を必要とせず、右意思表示によつて直ちに保険金受取人変更の効力が生ずるものと解するのが相当である」と判示し、保険金受取人の指定変更の意思表示の相手方を保険者、新旧保険金受取人とする旨を明らかにした。しかし、この意思表示がそれらのいずれかに到達することを要するのか、また意思表示の相手方をこれら 3 者に限定すべきかについては明確には示されていない。

しかし、下級審裁判例であるが、近時の多くの裁判例は後述する学説の多数説の影響を受け、相手方のない意思表示と解している²⁴。

次に学説であるが、相手方のある意思表示と解する見解と相手方のない意思表

24 大阪地判昭和 60 年 1 月 29 日文研生命保険判例集 4 卷 146 頁、東京地判平成 9 年 9 月 30 日金判 1029 号 28 頁、その控訴審である東京高判平成 10 年 3 月 25 日金判 1040 号 6 頁、京都地判平成 18 年 7 月 18 日金判 1250 号 43 頁等。

示と解する見解との対立があるが、後者が多数説である²⁵。

多数説をとった場合には、指定変更の意思表示の有無が明確でなくなり紛争を招くとする批判もあり得るが、指定変更の意思表示が外部から明確に確認できるものであれば、その意思表示が相手方を要する必要もない。そして相手方のある意思表示と解する見解を採ったとしても、例えば、指定変更の意思表示が口頭で行われていたときには、変更の意思表示が実際に存在したのか否かが問題とされ、指定変更の意思表示が相手方を必要とするか否かが重要な問題となるとは限らない²⁶。

多数説が保険金受取人の指定変更を単独行為として相手方のない意思表示とする理由の一つには、できるだけ保険金受取人の指定変更権に関しては保険金受取人の意思を尊重すべきこと、保険者によっては保険金受取人が誰であるか自体についてとくに利害関係はないことが挙げられている²⁷。もっとも、保険金受取人の指定変更をどのような要件で認めるべきかは、論理必然的に決まるものではなく、政策的判断の問題であるとも指摘されている²⁸。

そうであれば、先述の通り、契約申込段階での引受基準を保険金受取人指定変更の際にも、適用すべき必要性があると保険者が判断すれば、すなわち、保険金受取人の指定変更に関しても、保険者は重大な利害関係を有すると考え、約款で保険者の同意を必要とする旨の条項を置くことも認められることになる。

この場合、問題となるのは、保険者の同意を要求することになれば、保険契約者兼被保険者が危篤などで、保険者の同意を得られないような場合、保険契約者の意思を尊重することができないということになる。この場合、例外的に、保険契約者の意思の尊重を認め、保険金受取人の指定変更の効果を認めることも考えられないことはない。すなわち、このような場合には、保険者に対する対抗要件としての通知もなされていないのであり、保険者は、従来の保険金受取人に支払えば免責されることになる。その後、新旧保険金受取人間で、保険金の帰属を巡

25 学説の状況に関しては、山下友信・前掲書 496-499 頁、山下典孝「判批」保険事例研究会レポート 188 号 17-18 頁（2003 年）参照。

26 山下典孝「保険金受取人の指定・変更」金判 1135 号 75 頁（2002 年）。

27 山下友信・前掲書 496 頁。

28 山下友信・前掲書 496 頁。

【平成 18 年度日本保険学会大会】

レジュメ：山下 典孝

り交渉してもらえれば良いという考え方も成り立つであろう。

しかし、対抗要件の通知につき、被保険者死亡後であっても、保険金支払前であれば、保険者への対抗要件の通知を肯定するのが下級審裁判例及び通説の見解である²⁹。この見解によれば、保険者の同意がない場合に、保険契約者の保険金受取人指定変更の意思表示が明確になされていたときには、保険者は、新旧保険金受取人間の保険金帰属を巡る争いに巻き込まれる可能性があることになる。その場合には、保険者は引受基準に従い同意を認めるべき指定変更該当するか否かを主張立証し、紛争を解決せざるを得ないことになる。

次に今日の実務で最も問題となるのは、約款で保険金受取人の指定変更は保険者の同意を規定していない場合に解釈論として、一定の場合、指定変更を拒否できるのかということである。

生命保険買取会社が、保険料支払の負担につき引受を条件に、保険金受取人を生命保険買取会社に指定変更すれば、保険契約者の地位の変更を認めたことと同じ結果になってしまう。生命保険買取に関して、これを否定する下級審裁判例及び学説が指摘した一般的な問題点は、保険金受取人指定変更の場合にも当てはまることになる。そうであれば、解釈論としても、モラルハザードの危険、利息制限法等の規制を脱法する手段として生命保険制度が利用され生命保険制度の信頼を揺るがす内容等、となり得る保険金受取人の指定変更は、その指定行為自体に

29 服部榮三＝星川長七編『基本法コンメンタール商法総則・商行為〔第4版〕』287頁〔金澤理〕（日本評論社、1996年）、肥塚肇雄「不明確な遺言による保険金受取人変更に関する若干の考察」奥島孝康・宮島司編『商法の歴史と論理－倉澤康一郎先生古稀記念』287頁（新青出版、2005年）、田邊康平『新版現代保険法』244頁（文眞堂、1995年）、西嶋梅治著『保険法〔第3版〕』335頁（悠々社、1998年）、山下友信・前掲書502頁、東京地判昭和47年7月28日下民集23巻5～8号403頁、大阪高判昭和63年12月21日文研生命保険判例集5巻388頁、前掲・東京地判平成9年9月30日、前掲・東京地判平成10年2月23日、前掲・東京高判平成10年3月25日等。反対・山下典孝・「保険金受取人の指定・変更」金判1135号77頁（2002年）。

【平成 18 年度日本保険学会大会】

レジュメ：山下 典孝

反社会的要素があれば、公序良俗違反として、指定の効力を否定する解釈も成り立ち得る。あるいは、保険金受取人指定変更に関してその原因関係（対価関係）に重大な問題がある場合には、当初より当該指定変更行為が否定されるという解釈論もあり得るかも知れない。

しかし、従来の多数説及び近時の下級審裁判例の立場によれば、保険金受取人の指定変更の意思表示がなされた時点で、その効果が発生することになる。そうになると、一旦、保険金受取人の指定変更の効力を認めた上で、保険者の引受基準に妥当しない保険金受取人指定について、その意思表示の撤回を保険契約者に求めるしかないことになる。確かに、このような理論構成が素直な解釈といえる。しかし、保険契約者が保険金受取人指定変更の意思表示の撤回を行わなければ、結局は、保険契約引受段階の引受基準容易に回避する抜け道が残ることになってしまうことになる。解釈論として難しいのであれば、実務サイドとしては、約款に何らかの手当をすることが今後は、必要となる³⁰。もっとも、保険金受取人の指定変更のみの方法で、生命保険買取を行う場合には、保険契約者に保険金受取人の指定変更権の留保を放棄させる必要性が生じる³¹。ただ、保険金受取人の指定変更権の留保を放棄する旨の求めを保険契約者が保険者に行ったとしても、保険者の側として、単に、保険契約者が権利行使をしなければ良いだけであるとして、特約の求めには応じないことになるであろう。そうすると、保険金受取人指定変更のみでは、確実に保険金の取得を確保できないといったデメリットがあることなり、この利用形態での保険契約者の地位の変更を回避する手段とは必ずしもなり得ないといったことも考えられなくはない。

³⁰ 保険金受取人の指定変更には被保険者同意以外に、保険者の同意を要する旨を約款に設けることは、保険契約者の権利を不当に制限するといった批判も成り立ち得るが、今日の社会状況を見た場合、モラルハザードの予防的見地からいって、不当条項とまでは解せないものと考えられる。

³¹ 保険金受取人は自己固有の権利として保険金請求権を取得することが認められている（最 3 小昭和 40 年 2 月 2 日民集 19 卷 1 号 1 頁、最 1 小判平成 14 年 11 月 5 日民集 56 卷 8 号 2069 頁、最 2 小判平成 16 年 10 月 29 日民集 58 卷 7 号 1979 頁等）。そのため、生命保険買取契約の内容として、生命保険買取会社が生命保険を買い取り、かつ保険金受取人の指定変更を行ったとしても、その後、別の誰から保険金受取人に指定変更した場合には、新たな保険金受取人の権利が優先されることになる。そのため、生命保険買取会社は確実に生命保険売買契約に基づき、死亡保険金請求権を取得することにはならない。

5 おわりに

以上、保険契約関係者の変動に関し若干の検討を加えた。生命保険買取制度を巡っては、個別事案を具体的に検討し、モラルハザードの危険がない場合には、生命保険買取を認め、保険契約者の地位の変更を肯定すべき見解があるが、私見はこれを否定的に解する。もっとも、今後、立法的な規制により生命保険買取制度を巡る社会的な懸念が払拭されることになれば、話は別である。また、生命保険買取とは別の方法として、生存給付保険制度の拡充や、保険金額を基準として契約者貸付等の新たな制度の構築なども提案されている³²。

今後、立法論的に、生命保険買取制度に関する法規制について、整備を進める方向に向かうのか、あるいは、生前給付保険等の充実について生命保険会社にそれを委ねる方向に向かうのか、今後の我が国の社会・経済状況等を総合的に判断して慎重な議論が必要となると考える。

当「レジュメ」の著作権は日本保険学会に帰属します。

32 野村・前掲 7 頁参照。